

副会長	副会長	事務局長	次長	部長	課長	係長
○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○

日医発第 784 号 (健Ⅱ)
令和 4 年 7 月 27 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」の一部改正等について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛 3 件の別添事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡 3 件は、新型コロナウイルス・オミクロン株の BA. 5 系統への置き換わり及び感染急拡大等を踏まえたもので、概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、都市区等医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

記

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和 4 年 7 月 22 日一部改正）

- 特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から 5 日間（6 日目解除）とするが、2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3 日目から解除を可能とすること。
- 保健所等からの患者本人に対する連絡等について、65 歳以上の者及び 65 歳未満の重症化リスクのある者に重点化すること。

オミクロン株の BA. 5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について

本年 7 月 15 日に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「BA. 5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」において示されている、医療への負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点をおいた対策を踏まえ、下記の対応とすること。



○各自治体において、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者（自治体で決定）以外の者については、以下の対応が可能であること。

・陽性者が体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセンター等を設置していることを確認した場合、発生届については、まずは陽性者の氏名、性別、生年月日、当該者所在地、電話番号、診断日、検体採取日、有症状の場合は発症日、診断類型、ワクチン接種回数について記載し、届出を行う。

・体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセンター等を設置し、同センター等の連絡先を診療検査医療機関等で伝える等陽性者に確実に伝達する仕組みが整っている場合は、同センター等の連絡先の伝達をもって健康観察の初回の連絡とすることとし、療養期間内においては陽性者が体調悪化時に同センター等へ連絡する。また、初回の連絡以降は、本人からの体調悪化等の連絡があった場合には、自治体等がMy HER-SYS等の利用も含め健康観察を行っている場合に、同様の取組を行う。

・症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受ける。その際、同センター等の医師が感染症法に基づく届出を行うこととなる点に留意する。また、本人から同センター等への連絡以降は、本人からの体調悪化等の相談に応じ健康観察を行い、その際、My HER-SYS等のシステムを活用する。（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」[（令和4年3月1日付（健II580F）（地526））](#)

○濃厚接触者の特定・行動制限はハイリスク施設に集中化し、同一世帯内以外の事業所等については行う必要がないこと。

○濃厚接触者となった医療従事者等は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事が可能であること。（別添「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」参照）

○陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等を提出する必要はないこと。（「宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について」[（令和4年4月27日付日医発第306号（健II））](#)

○当面の間、保健所等における宿泊・自宅療養証明書の申請の受付を一時中止できること。

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和4年7月25日一部改正）

○今般の濃厚接触者の待機期間の7日間から5日間への短縮等を踏まえた改正。

（参考）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）（令和4年6月[令和4年7月1日日医発第630号（健II）](#) 参照）